№6674

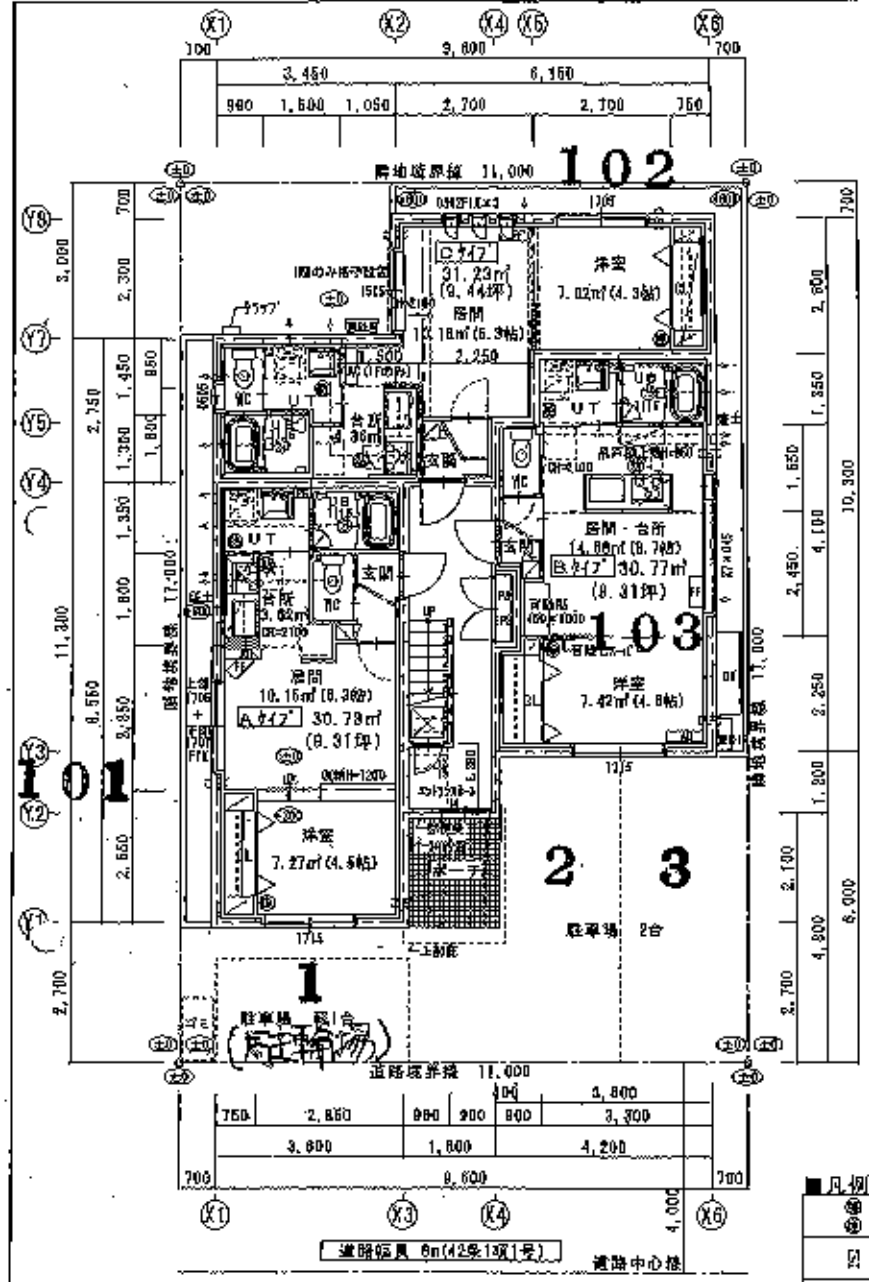

1階平面図兼配置図 S=1:100

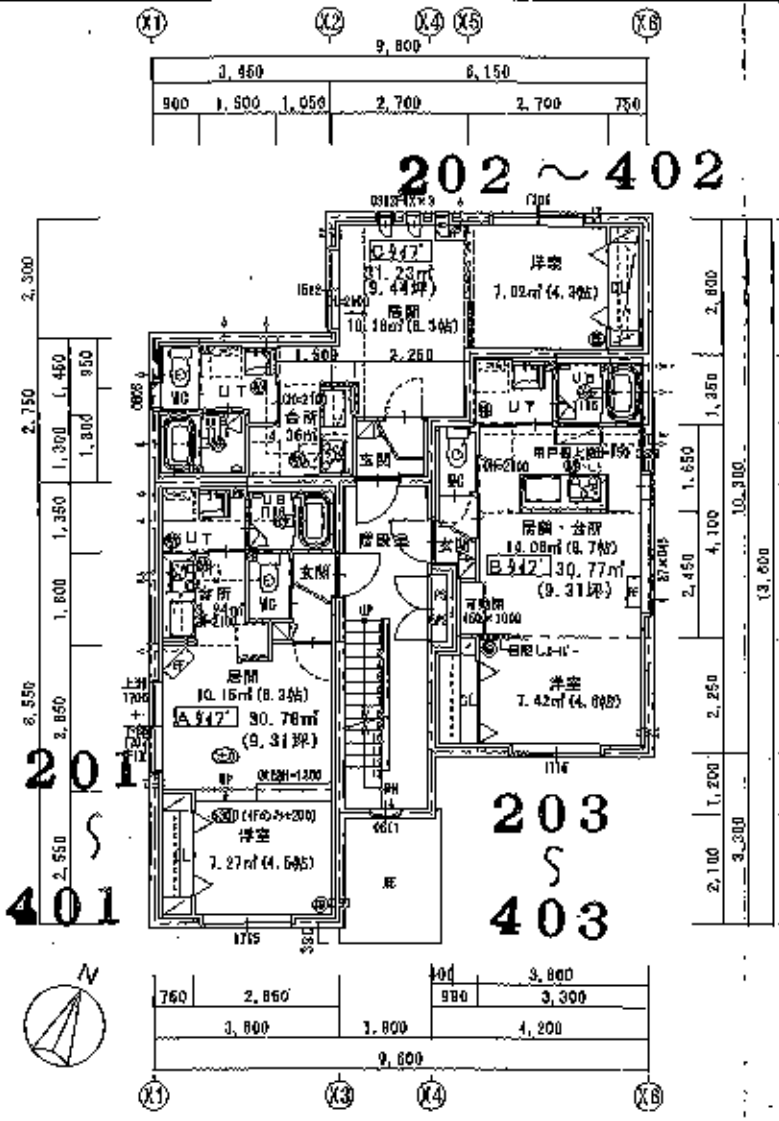

2～4階平面図 S=1:100

■設備に関する仕様等

○給排水の配管設備の設置及び構造は下記法令による
・建築基準法施行令第129条の2の5
・水道法施行令第5条及び、札幌市の給水条例、同施行規則等
・下水道法、同施行令第8条及び札幌市の下水道条例、同施行規則等

○防火区画等貫通部分の給排水管は下記による
・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める
・貫通する部分の両側1m以内を不燃材料で覆う

○換気設備の設置及び構造は下記法令による
・建築基準法施行令第20条の2、第20条の3、第20条の7

○防火区画貫通部分のダクトは下記による
・ダンパー及びダクトは1.6mm以上の鉄板で造る
・ダンパー設置場所は450mm角以上の天井点検口を設置

○ガス設備の設置及び構造は下記法令による
・建築基準法施行令第129条の2の6
・札幌市の火災予防条例

○防火区画等貫通部分のガス、給湯配管は下記による
・配管と躯体との隙間は、モルタルその他の不燃材料で埋める

○防火区画等貫通部分の電気等の配線は下記による
・ケーブルの隙間は、コテルーβ（認定番号PS060ML-9236）等の大臣認定工法で埋める

■共通事項

1. 階段有効寸法：巾=750以上、蹴上=220以下、踏面=210以上
2. 給排水接続は敷地内処理とし、市上下管に接続
3. 給水管はライニング鋼管、排水管は塩ビ管とする
4. 24時間換気100φ換気扇100m3同等品使用

■天井裏に給排気管を設置する場合の断熱措置

○ガス配管等記事項
・ガス配管設置パイプシャフト等には電気配線を設けない
・PSに緊急遮断弁を設置する
・ガス主管1階に緊急遮断弁を設ける

※15kgを超える給湯設備設置の場合は、「給湯設備の転倒防止対策に関する告示（H25.4.1）」に従い、転倒防止措置を講ずる

■凡例

⑩ ⑩	住宅用火災警報器（隣接知） 住宅用火災警報器（階段知）	(SR-1)	換気設備（換気ロドアガラリ） 常時ダクト用100φ換気のトダクト接続
⊠	換気レジスター100mm角又はアルミセルフード	1715	サッシ記号（W=1700×H=1600）
⊗----	24時間換気		天井点検口450×450
—	建具は全てアンダーカットとする 引き戸はガラリ等にて換気経路確保すること		床下収納庫入口 600×600

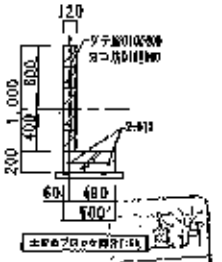

(仮称)発寒6条11丁目MS 新築工事	日本地建 株式会社	森田アーキテクツ	設計者	平面図
			縮尺 1：100	日付 2014・01・28
				A-3